



新潟市教育委員会学校適正配置審議会

会長 雲尾 周様

意見・要望書

日頃のご活躍に敬意を表します。

西区有明地区自治協議会は、第9次審議会中間報告について下記の意見・要望を提出します。私共の意見・要望が審議会の答申に反映されますようよろしくお願いいたします。

記

1, 有明地区を小針中学校区から五十嵐中学校区への変更案を削除すること。

理由

- ① 現在小針中学校の通学距離は約2km、五十嵐中学校では一番離れた地域で約5kmの通学距離となる。通学路となる国道402号は、道路が狭く、ほとんど歩道もない。通学するに2倍も3倍も苦勞と危険が伴うことが予想されます。
また五十嵐中学校区のエリアは、有明地区とは買い物等日常的にあまり縁のない地域で良く知らないことへの親の負担や心勞、中1ギャップも心配されます。
- ② 青山小学校区は中間報告の数値にあるように他地区以上に少子高齢化の校区です。その中でも有明地区は、さらに7年後には小学生の人数が半減し約100人なる状況です。
(別紙参照) 有明地区は世帯の住人が交替する時代を迎えようとしています。その時期に中学校が遠距離通学の五十嵐中学校では、新転入者の転入が難しくなり、現在アパートや空屋の少ない地域が増大の要因になります。
- ③ 小針中学校は大規模校を縮小の検討ですが、有明地区は少子・高齢化対策が緊近の課題となっている。なのに人口増加地域の問題である今回の問題で、有明地区が遡上に上がること納得できない。
- ④ 有明地区は新潟市でも先進的に住みやすい暮らしやすい地域づくりの為に、これまで多くのとりくみを進めてきました。中間報告は、私達のとりくみをないがしろにしようとしている。

2月12日

西区西有明地区自治協議会

会長 村井良次

構成自治会

小針松美台自治会 青山西自治会 青山3丁目自治会

松美台第1自治会 松美台第2自治会

西有明町第1自治会 西有明町第2自治会 有明ネオハイツ自治会

青山学校小PTA

会長 橋本学

通学区域の変更を方向性としている学校の記述一覧

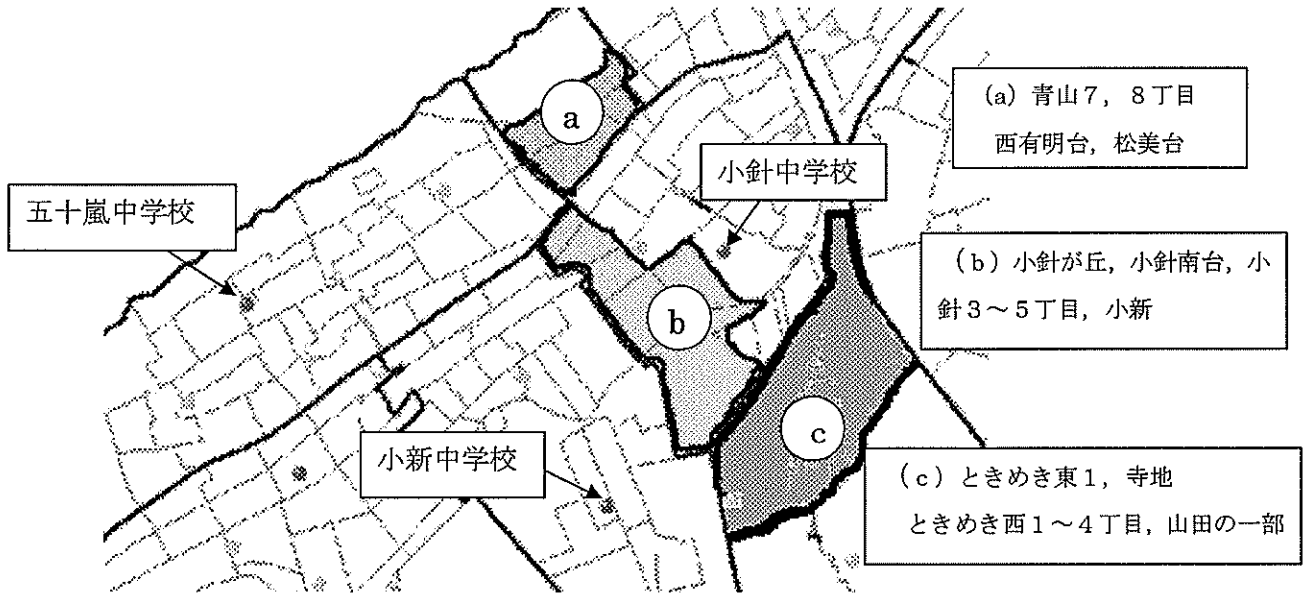
行政区	学校名	答 申 (素案)
東区	山の下小学校 桃山小学校	8 学級の山の下小学校については，21 学級の桃山小学校と通学区域を変更することで適正規模化を図ることが適当と考えられます。
	竹尾小学校	11 学級の竹尾小学校については，隣接する小学校と通学区域の変更で適正規模化を図ることが考えられます。
	鳥屋野中学校 宮浦中学校	22 学級の鳥屋野中学校については，隣接する宮浦中学校と通学区域を変更することで適正規模化を図ることが適当と考えられます。
江南区	亀田東小学校 亀田小学校	26 学級の亀田東小学校については，15 学級の亀田小学校との通学区域の変更により適正規模化を図ることが適当と考えられます。
西区	小針中学校 黒崎中学校 五十嵐中学校	26 学級の小針中学校は，隣接の中学校との通学区域の変更で適正規模化を図ることが適当と考えられます。 <u>黒崎中学校区にある小針中学校を選択できる認可地域と，青山小学校区のうち，小針中学校の通学区域が変更する候補と考えられます。</u>
	新通小学校 坂井東小学校	32 学級の新通小学校と 14 学級の坂井東小学校の通学区域を変更することで，適正規模化を図ることが適当と考えられます。 <u>住宅開発の地域を含む新通地域が通学区域を変更する候補と考えられます。</u>

統一した記述に修正



西区	小針中学校 黒崎中学校 五十嵐中学校	26 学級の小針中学校は，隣接の中学校との通学区域の変更で適正規模化を図ることが適当と考えられます。
	新通小学校 坂井東小学校	32 学級の新通小学校と 14 学級の坂井東小学校の通学区域を変更することで，適正規模化を図ることが適当と考えられます。

③小針中学校の再編案



- ア 西大通（旧 116 号線）より海側の (a) 地域を五十嵐中学校の通学区域に変更する。
- イ アに加え，小針中学校通学区域の西側 (b) 地域を小新中学校の通学区域に変更する。
- ウ アに加え，認可地域 (c) の認可校を小針中学校から小新中学校に変更。

通学区域の変更による学校規模（H27年度推計から試算）

上段：学級数 下段：生徒数

	現 状	ア (a)	イ (a)+(b)	ウ (a)+(c)
小針中学校	26 (1,010)	25 (907)	20 (740)	19 (685)
五十嵐中学校	15 (550)	18 (653)	18 (653)	18 (653)
小新中学校	11 (373)	11 (373)	15 (540)	16 (595)

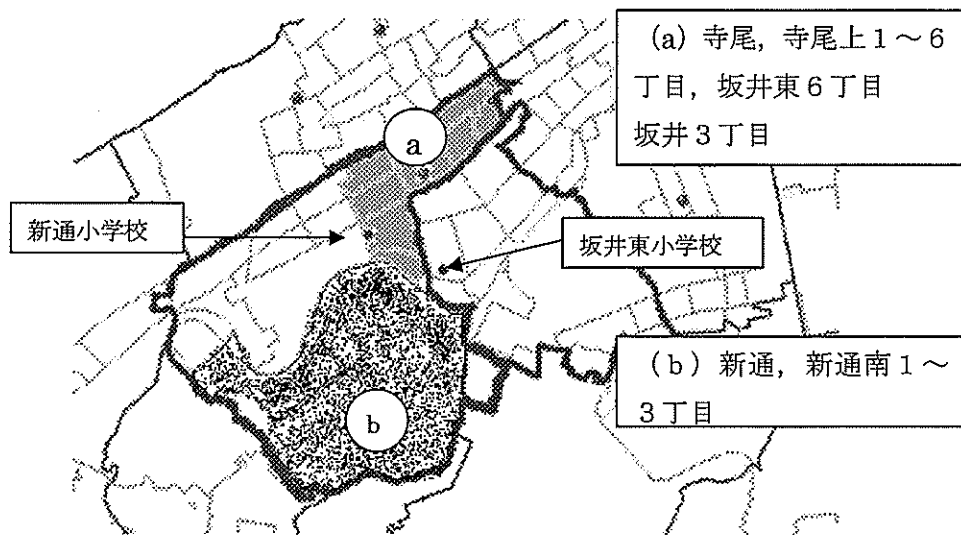
(認可地域Cは，ときめき東1，寺地，ときめき西1～4の生徒数で示した。)

課題： イの案では，小針小学校の児童が，小針中学校と小新中学校へ進学することになる。

また，bの地域を小新中学校に進学する坂井輪小学校区にすると，小針小学校が適正規模の下限の12学級，坂井輪小学校が32学級の大規模校になる。

ウの案では，旧黒埼町との合併時の移行方針を変更することになる。

③新通小学校の再編案



ア (a) の地域（寺尾，寺尾上 1～6 丁目，坂井東 6 丁目，坂井 3 丁目）を坂井東小学校の通学区域に変更する場合

イ (b) の地域（新通，新通南 1～3 丁目）を坂井東小学校の通学区域に変更する場合

通学区域の変更による学校規模（H27 年度推計より試算）

上段：学級数 下段：児童数

	現状	ア (a)	イ (b)
新通小学校	3 2 (1, 1 2 6)	2 6 (8 1 1)	2 3 (7 0 7)
坂井東小学校	1 4 (3 8 1)	2 1 (6 9 6)	2 5 (8 0 0)

課題： アの場合，新通小学校が坂井東小学校区に含まれる。

イの場合，西川沿いに古くからある新通の集落が，坂井東小学校区になる。